

第1章

実務がうまく回るか再チェック 適用直前で 確認・検討すべき事項

【この章のエッセンス】

●収益認識基準適用までの残りの期間を有効に使用して、収益認識基準を円滑に適用できるように準備する必要がある。

●開示や注記、経過措置の取扱いについても検討が必要である。

2018年3月30日に、企業会計基準委員会(ASBJ)は、企業会計基準29号「収益認識に関する会計基準」(以下、「会計基準」という)および企業会計基準適用指針30号「収益認識に関する会計基準の適用指針」(以下、「適用指針」という。「会計基準」とあわせて「収益認識基準」という)を公表した。また、2020年3月31日に、当初先送りとなっていた表示および注記事項も含めた改正収益認識基準も公表されている。

収益認識基準は、原則として、

2021年4月1日以後開始する連結会計年度および事業年度の期首から適用される。3月決算会社の強制適用までの準備に残された期間はあと3カ月余りとなっており、強制適用までに残された期間を有効に使う必要がある。実際にどのような開示を行うか、注記や経過措置についても早期に準備を進める必要がある。本稿では、直前期に確認すべき事項や、すべての会社で影響がある経過規定や第1四半期での開示の取扱い、収益認識基準導入時の代表的な論点である本人・代理人の区分、収益の認識方法について解説する。なお、文中の意見にわたる部分は、筆者らの私見であることをお断りしておく。

収益認識基準導入直前に何をすべきか

収益認識基準は、2021年4月1日以後開始する事業年度から強制適用となる。各社、収益認識基準の適用に向けた準備を進めていると思われるが、今年は新型コロナウイルス感染症の発生など当初想定しなかった状況も生じている。思うように準備が進んでいない会社や、当初影響があまりないと想定して十分な検討が進んでいない会社もあると思われる。

ただ、3月決算会社を前提にする¹⁾と強制適用まで残された期間は3カ月程度しかない。いずれの会社も残りの期間を有効に使用して、収益認識基準を円滑に適用できるように準備する必要がある。

次頁図表1は、経理部が適用直前期において対応状況を確認するためのチェックリストの一例である。適用直前期の未了事項の有無を確認するための参考とされたい。

適用直前期であるため、影響の把握漏れの確認、関係者との協議、実務がうまく回るかという視点で再度チェックをしておく必要がある。

影響の把握漏れの確認

収益認識基準適用にあたり、連結グループで重要な影響の把握漏れがないか確認しておくことが重要である。次頁図表2は連結グループでどこにどの影響があるかを一覧化したものであり、重要な把握漏れがないか確認するための様式として参考とされたい。

収益認識基準は会社によって論点や影響の大きさが異なるため、連結グループの視点で重要な論点の検討が漏れていないか再度チェックする必要がある。特に、影響度分析を実施した時点から売上が大きく増加した事業や子会社がある場合、親会社と異なる事業を行っている子会社があり、子会社の実態把握が十分でない場合は注意が必要である。